



米 PJM、需要想定を精査

責任確認や実現可能性 新料金制度で案件絞る

一般財団法人日本エネルギー経済研究所

電力ユニット 電力グループマネージャー 研究主幹

大西 健一

米国東部の地域送電機関（RTO）である PJM のエリアにおける電力需要量の想定は、近年、継続的に上方修正されている。2020 年想定では、将来 10 年間の年平均増加率は 0.7% とされていたが、データセンターを中心とする需要の急増を背景に 26 年想定では年率 5.3% へと大幅に引き上げられている。

一方で、32 年までの見通しは、26 年想定で下方修正された。背景には需要想定を精査強化などがある。米国では、一部の需要家が接続までの期間短縮を目的として複数の接続申請を行うキューショッピング（Queue Shopping）、すなわち重複申請が指摘され、これが見かけ上の需要を過大に押し上げているとの指摘もある。

こうした状況を踏まえ、PJM は需要想定を蓋然（がいぜん）性向上を目的に、短期想定において以下の 2 つのコミットメントの有無を考慮することとした。3 年以内に運開予定の需要設備については、需要設備側が将来的な設備の建設・運営および料金支払いを前提として電力供給サービスを受けることをコミットしていること（ESO=Electric Service Obligation）、または電力会社側が当該需要に対応するために必要な系統設備を整備する法的義務をコミットしていること（CC=Construction Commitment）が確認されれば、需要想定でそのまま考慮される。

他方、3 年超 8 年以内に運開予定の場合は、CC がなくても、用地確保や長納期機器の調達状況など一定の具体性が確認されれば計上され得るものの、進捗状況に応じて需要量は調整される。この場合、電力会社は、各案件の実現可能性に関する確率係数とその根拠資料を PJM に提出する必要があるが、提出がない場合には一律 50% の確率係数が適用される。さらに、8 年超の案件は、個別プロジェクトの裏付けは必須ではなく、潜在需要として織り込まれる。

上記のような需要想定基準の厳格化とは別の動きとして、送配電事業者がデータセンター需要に対応した新たな料金制度を導入したことを受け、案件の絞り込みも進んでいる。PJM エリアの送配電事業者である AEP オハイオは、25 年 7 月から、2 万 5 0 0 0 キロワット以上の新增設のデータセンターを対象とする料金制度の適用を開始した。この制度では、

最大12年間にわたり、契約容量の85%程度までは、実際の利用量にかかわらず料金が発生する仕組みが導入されている。AEPオハイオにおいて、制度導入前には3000万キロワット超の大口需要見通しがあったが、制度導入後は約1300万キロワットに減少したという報道もある。

我が国では、既に蓋然性の高いデータセンター需要を個別計上している。電力広域的運営推進機関によれば、工事費負担金契約締結・請求する段階の案件は個別計上し、それ以前の段階でも具体的な状況を踏まえて蓋然性が高いと判断する案件については個別計上している。今後、米国ではデータセンター需要の拡大が続く中、実現性に基づく需要精査や料金制度の強化が進み、過大な接続申請が抑制されるとともに、より確度の高い電力需要想定が行われると考えられる。

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp